

令和元年度 第4回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和元年度第4回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和元年7月30日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	1 下河内 昭博 3 前田 榮子 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	2 中福 留美 5 山田 隆見		
出 席 者 総 数	出席委員 6名 欠席委員 2名		
その 他 出 席 者	事務局長 泊野 秀三 書 記 寺西 修 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕		
議 事 錄 署名委員	7 田中 正彦 8 清水 正子		
提出議題	<p>議事</p> <p>議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第19号 非農地証明の申請について 議案第20号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家付き農地の協議について 		

令和元年度第4回江田島市農業委員会総会次第

1 開会

寺西書記

定刻になりましたので、只今から令和元年度第4回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は8名中欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

また、議事録作成のため、本会議を録音しますことをお知らせします。それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議長

暑い中、ご苦労様です。体に気を付けて、頑張ってください。

それでは、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、本日の議事録署名者につきましては7番の田中委員と8番の清水委員を指名させていただきます。なお書記に泊野事務局長、寺西書記、奥原書記、久保書記、大松書記を指名いたします。

3 諸報告

議長

それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

寺西書記

特にありません。

議長

それでは、日程第4の議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

寺西書記

お手許に現地確認チェックシート及び現地写真をお配りしていますので、併せてご覧ください。

番号1と番号2は関連した案件ですので、併せて説明します。番号1、譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、289m²。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、204m²。

申請理由は譲渡で、譲受人は「家畜等を飼育しながら循環型農業の圃場作りのため、譲り受ける」ということでした。

続きまして、番号2。貸人、■■■■。住所、沖美町_____。借入人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町三吉_____。地番、○○番○の一部。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、719m²のうち697m²。

申請理由は使用権設定で、借入人は「家畜等を飼育しながら循環型農業の圃場作りのため、借り受ける」ということでした。

議長	この1番と2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美の田中です。今、事務局が言われた通り、間違いございません。それと、さきほど本人が来られまして、あるハウスを借りたいということで訪ねられました。そのハウスはだめだったんですけど、なんとか他のハウスでマッチングをさせていきたいと思います。積極的に支援をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
前田委員	沖美町の前田です。事務局の説明の通りでありますので、よろしくお願ひします。
議長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	無いということですので、1番と2番の案件について許可することに異議ありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	全員許可することに異議が無いという事でございますので、許可とします。次をお願いします。
寺西書記	続きまして、番号3。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、593m ² 。 申請理由は譲渡で、譲受人は「譲渡人の希望により、譲り受ける」ということでした。 以上のことから、これらの申請は適正であると思います。併せてご審議をお願いします。
議長	この3番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
田中委員	能美の田中です。今、事務局の言われる通り、間違いございません。よろしくお願ひします。
議長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	無いということですので、この3番の案件につきまして許可することに異議

	いませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次、お願ひします。
寺西書記	番号4。贈与人、●●●●。住所、東京都小金井市_____。受贈人、▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、大柿町柿浦_____。地番、○○番〇。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、1,002m ² 。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、○○番。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、247m ² 。所在地、大柿町飛渡瀬_____。地番、○○番〇。地目、台帳、田。現況、畠。面積、200m ² 。地番、○○番〇。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、563m ² 。地番、○○番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、454m ² 。地番、○○番〇。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、106m ² 。地番、○○番。地目、台帳及び現況ともに田。面積、634m ² 。地番、○○番。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、279m ² 。地番、大柿町飛渡瀬_____。地番、○○番〇。台帳及び現況ともに畠。面積、1,063m ² 。 申請理由は贈与で、受贈人は「自給作物栽培のため、受贈する」ということでした。以上のことから、これらの申請は適正であると思います。ご審議をお願いします。
議長	この4番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
村上委員	大柿町の農業委員の村上です。さきほど、事務局が言っていた通り、間違ひありません。よろしくお願ひします。
議長	ご意見、ご質問はございますか。
委員	異議無しの声あり。
議長	無いということでございますので、この4番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。 以上で3条の審議を終わりまして、議案第17号の農地法4条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。
寺西書記	番号1。申請人、●●●●。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、○○番〇。地目、台帳及び現況ともに田。面積、697m ² 。

申請理由は、「水田から畠地への改良工事にあたり、工事期間中耕作ができないため、一時転用の申請を行う」ということで、一時転用期間につきましては、許可後から令和2年2月28日までです。ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局の言われる通り、間違いございません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。

寺西書記 番号2。申請人、●●●●。住所、能美町_____。所在地、能美町鹿川_____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに田。面積、380 m²。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、124 m²。

申請理由は、「水田から畠地への改良工事にあたり、工事期間中耕作ができないため、一時転用の申請を行う」ということで、一時転用期間は、許可後から令和2年2月28日までとなっております。ご審議をお願いします。

議長 この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今、事務局の言われた通り、間違いございません。よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 無いということですので、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長	全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。以上で4条の審議を終わりまして、議案第18号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。
寺西書記	番号1。譲渡人、●●●●。住所、広島市_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、沖美町是長_____。地番、○○番。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、37m ² 。 申請理由は譲渡で、譲受人は「近隣の土地建物を購入した際に当該地周辺に駐車場用地を確保するため、一体的に隣接地を購入するため、譲り受ける」ということでした。 ご審議をお願いします。
議長	この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
下河内 委員	沖美町の下河内です。事務局の説明通りで間違いありませんので、よろしくお願いします。
議長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	無いということですので、この1番の案件について許可することに異議ありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。次をお願いします。
寺西書記	続きまして、番号2。譲渡人、●●●●。住所、沖美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、沖美町_____。所在地、沖美町美能_____。地番、○○番○。地目、台帳及び現況ともに畠。面積、121m ² 。 申請理由は譲渡で、譲受人は「自営のカキ養殖業の作業場が手狭になり資材置き場用地を確保するため資材置き場用地として譲り受ける」ということでした。 ご審議をお願いします。
議長	この2番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。
前田委員	沖美町の高祖の前田です。ただいまのご説明の通りでありますので、よろしくお願いします。

議長	他に、ご意見、ご質問はありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	無いということですので、この2番の案件について許可することに異議ありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	全員許可することに異議が無いという事ですので、許可とします。 以上で5条の審議を終わりまして、議案第19号の非農地証明の申請について、事務局から説明をお願いします。
寺西書記	番号1。申請人住所、江田島町_____。氏名、●●●●。所在地、江田島町切串_____。地番、○○番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積1,323m ² 。 申請理由は、「昭和30年頃まで祖父が耕作していたが、死後は耕作をしないまま現在に至っており、現在は雑木林になっている」ということでした。地目変更のため申請するものです。7月4日に、山田農業委員、島本推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。ご審議をお願いします。
議長	この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思いますが、山田さんが欠席のため、事務局からお願いします。
寺西書記	はい。続いて事務局の方から説明させていただきます。非農地証明の資料一覧をご覧いただければと思うのですけれども、こちらの1番にあるように、車が入れる位置にはなるんですけれども、雑木林になっており、こちらを耕作するためには相当な手をいれなければいけないということですので、非農地の適用は間違いないと思います。以上です。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	無いようでしたら、この案件について許可することに異議ありませんか。
委員	異議無しの声あり。
議長	全員異議が無いと言う事ですので、許可とします。次をお願いします。
寺西書記	続きまして、番号2。申請人住所、江田島町_____。氏名、●●●●。所在地、江田島町_____。地番、○○番〇。地目、台帳、田。現況、山林。面

積 1,789 m²。

申請理由は、「昭和 20 年から昭和 35 年頃まで米を作付けし、その後イチジクを栽培していたが、平成 30 年 7 月豪雨により他の斜面が崩壊し、荒廃地となってしまったため」ということでした。地目変更のため申請するものです。7 月 4 日に、山田農業委員、島本推進委員、奥原書記、寺西で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長

この案件について、農業委員さんの意見を伺いたいと思います。山田さんが欠席のため、事務局からお願いします。

寺西書記

はい。続きまして、非農地証明の現地写真の 2 ページ目をご覧ください。今回申請いただいた地番の下のところはまだ耕作できそうなところではあったんですけども、今回申請があった箇所については、山の斜面が土砂崩れになつたまま流れてきておりますので、こちらを耕作しなおすには相当な手をいれなければならない状況にありますので、同じく非農地として判断することは妥当な箇所であると考えます。以上です。

議長

他にご意見、ご質問はありませんか。

委員

異議無しの声あり。

議長

無いようでしたら、この案件について許可することに異議ありませんか。

委員

異議無しの声あり。

議長

全員異議が無いと言う事ですので、許可とします。

以上で非農地証明申請の審議を終わりまして、議案第 20 号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明してもらいます。

寺西書記

番号 1 と番号 2 は関連する案件ですので併せて説明します。

番号 1、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町津久茂_____。現況地目、畠。面積、1,022 m²。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町_____、●●●●。権利の種類、所有権。

権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和元年 8 月 1 日。終期、令和 4 年 7 月 31 日。借賃、年、10 aあたり 10,000 円。借賃の支払い方法、口座振込。期間は 4 年です。新規の案件です。

番号 2、利用権を設定する農用地、所在地、江田島町津久茂_____。現況地目、畠。面積、1,006 m²。利用権を設定する者。住所、氏名。江田島町_____、■■■■。権利の種類、所有権。

権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____、▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、令和元年 8

月 1 日。終期、令和 3 年 7 月 31 日。借賃、年、10 aあたり 10,000 円。借賃の支払い方法、口座振込。期間は 3 年です。新規の案件です。

続きまして、番号 3 から 6 までが関連する案件ですので併せて説明します。

番号 3、利用権を設定する農用地、所在地、沖美町岡大王_____。現況地目、畠。面積、928 m²。利用権を設定する者。住所、氏名。東京都大田区_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。

権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畠。始期、令和元年 8 月 1 日。終期、令和 11 年 12 月 31 日。借賃、年、10 aあたり 5,000 円。借賃の支払い方法、毎年 12 月末までに口座振込。期間は 10 年 5 か月です。新規の案件です。

番号 4、利用権を設定する農用地、所在地、沖美町岡大王_____。現況地目、田。面積、938 m²。利用権を設定する者。住所、氏名。東京都大田区_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畠。始期、令和元年 8 月 1 日。終期、令和 11 年 12 月 31 日。借賃、年、10 aあたり 5,000 円。借賃の支払い方法、毎年 12 月末までに口座振込。期間は 10 年 5 か月です。新規の案件です。

番号 5、利用権を設定する農用地、所在地、沖美町岡大王_____。現況地目、田。面積、1,738 m²。利用権を設定する者。住所、氏名。東京都大田区_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畠。始期、令和元年 8 月 1 日。終期、令和 11 年 12 月 31 日。借賃、年、10 aあたり 5,000 円。借賃の支払い方法、毎年 12 月末までに口座振込。期間は 10 年 5 か月です。新規の案件です。

番号 6、利用権を設定する農用地、所在地、沖美町岡大王_____。現況地目、田。面積、961 m²。利用権を設定する者。住所、氏名。東京都大田区_____、◆◆◆◆。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号、一般財団法人広島県農林整備 農業振興財団 理事長 上仲 孝昌。設定する利用権、利用権の種類、賃貸借権。利用権の内容、畠。始期、令和元年 8 月 1 日。終期、令和 11 年 12 月 31 日。借賃、年、10 aあたり 5,000 円。借賃の支払い方法、毎年 12 月末までに口座振込。期間は 10 年 5 か月です。新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長

この案件について、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにか、ござりますか。

委員

意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この計画について、決定することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員異議が無いと言う事ですので、決定とします。以上で農用地利用集積計画の決定についてを終わります。

5 協 議 事 項

議長 続きまして、日程第5の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

寺西書記 • 空き家付き農地の協議について

6 そ の 他

議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了します。